

軽自動車税がコンビニエンスストアで納付できます

平成21年度から軽自動車税が、コンビニエンスストアで納付できるようになりますので皆さんご利用ください。
また、市税などの納付や納期限についてお知らせします。
くわしくは 収税課 ☎(21)5103

軽自動車税の納付はコンビニエンスストアをご利用ください

平成21年5月から、軽自動車税が市内外のコンビニエンスストアで納められるようになります(ほかの税などは対象外)。曜日や時間を気にすることなく、いつでも納付できますので、これまでの金融機関などと併せてご利用ください。

- 利用できるコンビニエンスストア**
- エーエム・ピーエム ○ エブリワン ○ M.M.K設置店 ○ くらしハウス ○ ココストア ○ コミュニティ・ストア ○ サークルK ○ サックス ○ スーパー北海道 ○ スリーエイト ○ スリーエフ ○ 生活彩家 ○ セイコーマート ○ セーブオン ○ セブンイレブン ○ デイリーヤ

市税は納期限内に納税してください

市では、教育や福祉の充実、生活環境の整備など、さまざまな事業を税金で行っています。住みよいまちづくりのために、納期限内に納税されるようご協力をお願いします。なお、納期限は下表のとおりです。

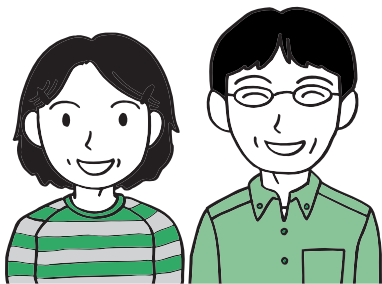
- 納付場所**
- 市の窓口：本庁収税課、各総合支所、各支所・出張所、市民サービスセンター
 - 金融機関：足利銀行・栃木銀行・関東つくば銀行・鹿沼相互信用金庫

5月12日は 民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員、主任児童委員は、常に皆さんの立場に立ち、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために活動している身近な相談相手です。5月12日の民生委員・児童委員の日にあわせて、各委員の活動などを紹介します。

くわしくは 高齢福祉課 高齢福祉係 ☎21-5100

お気軽にご相談ください!



民生委員・児童委員

◇民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法により住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱(民生委員として活動することを依頼)します。また、児童委員は、児童福祉法により民生委員が兼ねますが、児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員もいます。

◇民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝いなど、さまざまな活動に取り組んでいます。また、近年大きな問題となっている児童虐待の防止や不登校、ひきこもりなどの課題にも積極的に対応しています。

- 社会調査活動：担当地区内を調査し、その地域の方の実態や福祉需要を日常的に把握します。
- 相談活動：地域の方が抱える問題について、相手の立場に立つて相談に応じます。
- 情報提供活動：福祉の制度やサービスの内容・情報を提供します。
- 連絡通報活動：地域の方が、その人に応じた福祉サービスが受けられないよう関係機関などに連絡し、必要な対応を促します。

◇民生委員・児童委員の基本的性格

- 自主性：地域のボランティアとして、地域の方の立場から自発的・主体的な活動を行います。
- 奉仕性：地域の方と連携し、無報酬で誠意を持って活動を行うとともに、関係行政機関の業務に協力します。
- 地域性：基本的には、一定の担当する地区内で活動します。

◇主任児童委員の活動

主任児童委員は、児童および妊産婦、母子家庭などに対して、民生委員と同様の活動を行います。

◇秘密を守ります

民生委員・児童委員、主任児童委員は、福祉の仕事に理解と熱意を持ち、地域の実情に詳しい方々です。相談を受けた内容などについては、秘密を守ることが義務付けられています。相談したいことがありましたら、気軽にご相談ください。

◇担当する地区

- 日光市には、21名の民生委員・児童委員と26人の主任児童委員があり、それぞれ担当する地区があります。お住まいの地区を担当する委員が分からない場合は、次の担当課までお問い合わせください。
- 今市地域：高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(21)5100
- 日光地域：日光総合支所 市民福祉課 健康福祉係 ☎(54)1110
- 藤原地域：藤原総合支所 市民福祉課 健康福祉係 ☎(76)4105
- 足尾地域：足尾総合支所 市民福祉課 市民福祉係 ☎(93)3113
- 栗山地域：栗山総合支所 市民福祉課 市民福祉係 ☎(97)1114

◆平成21年度 市税などの納期限一覧◆

税目	市県民税(普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保険税 (普通徴収)	後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	介護保険料 (普通徴収)
納期限						
6月1日		1期	1期	随時 平成21(20) 年度分	随時 平成21(20) 年度分	随時 平成21(20) 年度分
6月30日	1期					
7月31日		2期		1期	1期	1期
8月31日	2期			2期	2期	2期
9月30日				3期	3期	3期
11月2日	3期			4期	4期	4期
11月30日				5期	5期	5期
12月25日		3期		6期	6期	6期
2月1日	4期			7期	7期	7期
3月1日		4期		8期	8期	8期
3月31日	随時 (5期)			随時 (9期)	随時 (9期)	随時 (9期)

※最終納期限の後に納税額の更正などがあった場合、「随時」として課税されることがあります。